

構造改革特別区域の提案等に対する今後の政府の対応方針

平成 31 年 4 月 17 日
構造改革特別区域推進本部決定

国家戦略特別区域における政府が講ずべき新たな措置に係る提案の募集について提案があったものについて、国家戦略特別区域法第 38 条第 1 項の規定により構造改革特別区域に係る提案とみなして取り扱うこととし、内閣府が関係府省庁と調整を行った。

構造改革特別区域推進本部は、これを踏まえ、今後の政府の対応方針について、以下のとおり決定する。

構造改革特別区域において講ずる規制の特例措置

構造改革特別区域において講ずる規制の特例措置は、別紙のとおりとする。

別紙 構造改革特別区域において講ずる規制の特例措置〔A分類〕

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制の特例措置の概要	所管府省庁
711	清酒の製造場における製造体験事業	酒税法(昭和28年法律第6号)	清酒の製造免許を保有する者が、地域の活性化を図ることを目的として、地域の魅力の増進に資する施設において清酒の製造体験を実施する場合、製造体験のための製造場を既存の製造場の一部とみなす。	財務省
1230	地方公共団体による市街化調整区域における土地区画整理事業	土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第2条第8項、第3条第4項 都市計画法(昭和43年法律第100号)第12条第2項、第13条第1項第12号	無秩序な市街化を防ぎつつ、円滑かつ迅速に土地利用の整序及び基盤整備を図るため、地方公共団体による市街化調整区域における土地区画整理事業の施行を可能とする。	国土交通省